

苦情処理措置および紛争解決措置について

当社の苦情処理措置について

- (1) 当社は、「苦情等への対応に関する規程」を定め、お客さまからの苦情などのお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客さまのご理解をいただくよう努めています。

当社への苦情などのお申出先は、次のとおりです。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

電話番号 0120-104-694(フリーダイヤル)

(月～金/9:00～17:00 祝日などを除く)

また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

お客さまからの苦情などの受付

社内担当者からの事情聴取と解決案の検討

解決案のご提示・解決

- (2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています社団法人投資信託協会および社団法人日本証券投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客さまからの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出ください。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

住 所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)

(月～金/9:00～17:00 祝日などを除く)

ホームページ <http://www.finmac.or.jp>

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

お客さまからの苦情の申立

会員業者への苦情の取次ぎ

お客さまと会員業者との話し合いと解決



当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています社団法人投資信託協会および社団法人日本証券投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申し出ください。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

- お客さまからのあっせん申立書の提出
- あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- お客さまからのあっせん申立金の納入
- あっせん委員によるお客さま、会員業者への事情聴取
- あっせん案の提示、受諾

以上

